

令和3年度中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会次第

日 時 令和3年10月8日（金） 午後2時
場 所 中野市人権センター 第3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 説明事項

- (1) 本審議会委員の役割について
- (2) 中野市における人権政策について

4 協議事項

- (1) 会長及び副会長の選出について

会長 _____ 副会長 _____

5 諒 問

- (1) 人権尊重都市宣言（案）について

6 そ の 他

7 閉 会

(1) 本審議会委員の役割について

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会の概要

1 設置の目的

本審議会は、「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」に基づき、部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議することを目的としている。

2 委員の構成等

審議会は、条例に基づき委員 20 名以内で組織し、委員は各種団体の代表、識見を有する者のうちから市長が委嘱している。

任期は2年。(現委員の任期は、令和4年6月 30 日まで。)

3 審議会の活動等

市長からの諮問があった場合に審議会を開催する。

諮問がない年は、協議事項があれば、開催をする。

4 その他

委員には、市から人権に関する講演会や研修会等への参加を案内している。

事務局は、くらしと文化部人権・男女共同参画課で行っている。

(2) 中野市における人権政策について

人権のまちづくり事業の概要

資料2

1 目的

中野市の人権擁護施策は、「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」と「中野市差別撤廃及び人権擁護推進総合計画」に基づき、差別のない明るい中野市の実現を図るために推進している。

(1) 中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例(平成17年4月1日施行)

・すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下に平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。

(2) 第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画(平成29年3月策定:平成29年度～令和8年度)

・市民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いを大切にする人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。」ことを基本理念とする。
・人権のまちづくり(人権センターを拠点とした、市民と行政の協働による人権施策の実施)を推進する。

2 主な事業の内容

(1) 中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会の運営

・「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」に基づき、部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、本審議会を設置する。
・各団体から委員の推薦をいただき、市長が委嘱する。
・委員は20人以内で任期は2年。(現在14名)
・次回役員改選は令和4年度。
・人権に関する講演会や研修会等へ積極的に協力している。

(2) 中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部の運営

- ・「中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部規程」に基づき、差別撤廃及び人権擁護に関する施策を積極的に推進するため本部を設置する。
- ・副市長を委員長とし、各部課長を委員及び幹事とする。
- ・中野市の人権に関わる各種事業を積極的に推進する。

(3) 中野市あらゆる差別をなくす推進協議会の運営

- ・あらゆる人権問題の早期解決を推進するため、また人権教育の促進を図ることを目的とし、昭和 47 年度に設立した。(前身は中野市部落解放推進協議会)
- ・会長は中村明文さん、会員数 165 人(個人 38、団体 127)であり、事務局は人権・男女共同参画課が担っている。
- ・事務局において、会費の徴収等の会計処理や事業推進のための運営を行っている。
- ・本会には学校人権教育部会と社会人権教育部会があり、学校人権教育部会では、小・中・高校における人権教育研究会や公開保育、人権作文やポスター等の募集、いじめ実態調査等を実施し、社会人権教育部会では、研修視察の実施、差別をなくす市民集会、差別をなくす講演会等に積極的に協力する。
- ・中野市あらゆる差別をなくす推進事業補助金交付要綱に基づき、市から補助金を交付している。

(4) 人権擁護委員

- ・人権擁護委員は、市長が法務大臣から推薦依頼を受け、市議会の承認を得て法務大臣へ推薦し、それに基づき法務大臣が委嘱している。9名
- ・任期は3年であり、活動は人権相談、街頭啓発、人権の花運動、人権紙芝居、人権フォーラム、人権に関する研修会への参加等であり、長野地方法務局飯山支局が事務局を担っている。
- ・中野市では、人権擁護委員の活動を支援している。

(5) 部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会

- ・例年、8月に、部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃の「関係法律の整備」「人権

「政策確立」を求める同時に、住民参加の「人権のまちづくり」を通じて、真に人権が尊重された地域社会を構築するために開催されており、中野市は本会の開催に協力している。

(6) 差別をなくす市民集会・差別をなくす講演会

- ・差別のない明るい中野市を築くために開催している。

(7) 各団体への補助金の交付、負担金の負担

- ・毎年度、部落解放同盟長野県連合会中野市協議会、部落解放同盟長野県連合会中高地区協議会、中野市あらゆる差別をなくす推進協議会、中野市企業人権教育推進協議会、飯山人権擁護委員協議会、飯山人権擁護委員協議会中野部会の活動を支援するため、補助金を交付している。
- ・平成22年度から、NPO法人長野県犯罪被害者支援センターの活動を支援するため、負担金を支出している。

(8) その他

- ・中高地区管内の部落解放同盟と行政の連絡調整を図るために、部落解放同盟中高地区協議会役員と市町村担当職員による中高地区行政教育連絡会議を毎月開催している。
- ・部落解放同盟からの要請に応じ、行政交渉への対応や、総会、旗びらき、全国集会、東日本研究集会、長野県研究集会、中高地区研究集会へ参加している。

3 第 号
令和 3 年 10 月 8 日

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会
会 長 様

中野市長 湯本 隆英

人権尊重都市宣言（案）について（諮問）

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例の規定に基づき、人権尊重都市宣言（案）について貴審議会に意見を求める。

人権尊重都市宣言（案）

人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち中野市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちを築いていくことを誓い、ここに中野市は「人権尊重都市」であることを宣言します。

令和 年 月 日制定

中野市



人権尊重都市宣言制定の目的

人は生まれながらにして、かけがえのない存在であるとともに、一人ひとりが皆、自らの意志で、人間らしく生きる権利を持っています。

市民の人権意識が高揚し、人権尊重の輪が広がり、部落差別、障がい、性別、年齢、国籍等によるあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちをつくることを目的に制定します。

**「人権尊重都市宣言（案）」に対する
パブリックコメント手続の実施結果**

「人権尊重都市宣言（案）」に対する貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要と市の考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約又は集約して掲載させていただきましたので、ご了承ください。

1 募集期間 令和3年9月6日（月）～令和3年9月27日（月）

2 募集方法 郵送、FAX、電子メール及び持参による方法

3 募集結果

(1) 提出者数 3名

(2) 意見数 3件

(3) 提出方法別意見数

提出方法	提出者数	意見数
郵送	人	件
FAX	1人	1件
電子メール	人	件
持参	2人	2件
(計)	3人	3件

4 宣言（案）を修正した箇所 別紙1のとおり

5 意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙2のとおり

問い合わせ先

中野市くらしと文化部人権・男女共同参画課
 電 話 0269-22-2111 (内線254)
 F A X 0269-22-5901
 電子メール jinken@city.nakano.nagano.jp

人権尊重都市宣言（案）

人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち中野市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちを築いていくことを誓い、ここに中野市は「人権尊重都市」であることを宣言します。

令和　　年　　月　　日制定

中　野　市



人権尊重都市宣言制定の目的

人は生まれながらにして、かけがえのない存在であるとともに、一人ひとりが皆、自らの意志で、人間らしく生きる権利を持っています。

市民の人権意識が高揚し、人権尊重の輪が広がり、部落差別、障がい、性別、年齢、国籍等によるあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちを築くことを目的に制定します。

人権尊重都市宣言について

(目的)

市民の人権意識が高揚し、人権尊重の輪が広がり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、だれもが住みよいまちを築くことを目的に制定する。

人権尊重都市宣言（案）

人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち中野市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、だれもが住みよいまちを築いていくことを誓い、ここに中野市は「人権尊重都市」であることを宣言します。

(募集期間終了)

人権尊重都市宣言(案)に関する意見の概要とそれに対する市の考え方

(1)募集期間 令和3年9月6日(月)～令和3年9月27日(月)

(2)意見提出者数 3名(個人)

(3)意見数 3件

(4)提出方法 FAX(1件)・持参(2件)

意見の概要	市の考え方
<p>《意見1》</p> <p>1. 合併16年目に宣言をする背景を明確にしてほしい。</p> <p>2. 目的の中に部落差別をはじめとするあらゆる差別とあるが、障害者、外国人、女性、高齢者、子ども、感染症差別などを明記したらどうか。</p> <p>3. 「法」+「宣言」+「条例」をセットにして周知したらどうか。</p> <p>4. 宣言後はなにが変わるのが、市民に分かるような具体的な施策が必要と考えます。</p>	<p>《回答1》</p> <p>■部落問題におきましては、今年2月に、市内日野地区で結成された日野覚醒会が結成100周年を迎える節目の年となることから、あらゆる差別や人権侵害のない社会実現のため、人権尊重都市宣言を制定することといたしました。</p> <p>■ご意見のとおり、現在様々な人権問題がありますので、目的及び案文について一部修正いたしました。</p> <p>■人権尊重都市宣言については、「『法』+『宣言』+『条例』をセットにして」というご意見を取り入れながら、人権啓発や人権研修などで、広く市民へ周知をしてまいります。</p> <p>■人権尊重都市宣言制定後の具体的な施策につきましては、現在策定中であります。</p>
<p>《意見2》</p> <p>宣言(案)の一段目の「人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません」との文言は、入っているとインパクトが強すぎて教条的だととらえられ、不愉快で反感を持たれる市民が出る可能性があるので、他の表現に変えたらどうか。</p> <p>課題は、宣言をしたからには宣言の趣旨を如何に具体的に実効していくかであります。</p>	<p>《回答2》</p> <p>■人権尊重都市宣言(案)につきましては、「第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」及び県内外の自治体が策定した宣言を参考に、人権尊重に関する事項をできるだけ簡潔かつ強い意志表現となるよう作成しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>■今回いただいたご意見を踏まえ、目的及び案文を一部修正いたしました。</p>

	<p>■ご意見にありました課題につきましては、課題解決のため、現在、宣言後の施策を策定中であります。</p>
<p>《意見3》</p> <p>宣言では、「部落差別をはじめとする差別をなくすことが人権尊重だ」というように矮小化されてしまっているように感じます。差別をなくすることはとても重要なことですが、そのことも含めて、人権尊重とは、もっともっと崇高な理念です。そのことを考慮して、宣言案を修正してはどうでしょうか。</p>	<p>《回答3》</p> <p>■人権尊重都市宣言（案）につきましては、「第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」及び県内外の自治体が策定した宣言を参考に、人権尊重に関する事項をできるだけ簡潔かつ強い意志表現となるよう作成しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>■今回いただいたご意見を踏まえ、目的及び案文を一部修正いたしました。</p>

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会委員委嘱者名簿

(任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日)

(敬称略)

役職	氏名	委嘱時の所属団体・職名	選出区分
	宮津 和範	人権擁護委員	識見を有する者
	金澤 ちづる	人権擁護委員	識見を有する者
	高橋 秀子	市民生児童委員協議会 副会長	各種団体の代表
	小池 正一	市民生児童委員協議会 理事	各種団体の代表
	黒岩 正和	市企業人権教育推進協議会会长	各種団体の代表
	芝内 七郎	部落解放同盟長野県連合会中野市協議会 会長	各種団体の代表
	都筑 京子	部落解放同盟長野県連合会中野市協議会 会計	各種団体の代表
	若林 栄吉	市区長会 理事	各種団体の代表
	長澤 京子	ふるさと虹の会委員	各種団体の代表
	矢澤 則夫	市身体障がい者福祉協会会长	各種団体の代表
	梅林 洋男	市老人クラブ連合会 副会長	各種団体の代表
	松本 孝志	市校長会（高丘小学校校長）	各種団体の代表
	町田 孝文	中野市PTA連合会(中野平中学校PTA会長)	各種団体の代表
	牧野 一雄	市分館協議会 副会長	各種団体の代表

○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

平成17年4月1日条例第35号

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市長は、国、県及び関係団体と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進するものとする。

(実態調査の実施)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するための施策の推進に反映させるため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

(審議会の設置)

第6条 部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第7条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 各種団体の代表

(2) 識見を有する者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第11条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。